

第1 概況

[1－1表] 4類型事件及び試行対象(被疑者)事件における録音・録画の実施件数

実施期間	実施件数	実施件数の内訳				
		裁判員裁判 対象事件	検察官 独自捜査事件	知的障害者 に係る事件	精神障害者等 に係る事件	試行対象 事件
平成30年度	102,154	2,603	115	469	1,653	97,314
平成31年度 (令和元年度)	103,380	2,707	94	347	1,487	98,745

[1－2表] 身柄事件における被疑者取調べの録音・録画の件数

期間	録音・録画 の件数	録音・録画の件数の内訳					身柄件数
		裁判員裁判 対象事件	検察官 独自捜査事件	知的障害者 に係る事件	精神障害者等 に係る事件	4類型事件 以外の事件	
令和2年度	96,840	2,473	67	293	1,193	92,814	103,383
令和3年度	91,607	2,194	60	264	1,402	87,687	97,031
令和4年度	92,379	2,498	97	264	1,472	88,048	98,035
令和5年度	101,421	3,212	64	269	1,447	96,429	105,158

(注)「身柄件数」は、身柄事件として受理した事件のうち、当該期間に終局処分した件数。

第2 裁判員裁判対象事件

〔2－1表〕 受理件数及び実施件数

実施期間	総数	実施件数 (うち全過程)	不実施件数	裁判員裁判対 象罪名で公判 請求した件数
平成30年度	2,604	2,603 (2,561)	1	1,002
平成31年度 (令和元年度)	2,707	2,707 (2,693)	0	1,036
令和2年度	2,473	2,473 (2,461)	0	
令和3年度	2,194	2,194 (2,182)	0	
令和4年度	2,498	2,498 (2,493)	0	
令和5年度	3,212	3,212 (3,203)	0	

(注)「裁判員裁判対象事件」とは、①死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たる罪に係る事件、②短期1年以上の有期の懲役又は禁錮に当たる罪であって故意の犯罪行為により被害者を死亡させたものに係る事件、③弁論の併合により裁判員裁判で審理される見込みのある裁判員裁判非対象事件をいう。「実施件数」は、逮捕・勾留中の被疑者につき、「裁判員裁判対象事件」について被疑者として取調べの録音・録画を行った件数。

〔2－2表〕 処理別内訳

実施期間	公判請求	略式請求	不起訴	その他	合計
平成30年度	1,675	53	715	204	2,647
平成31年度 (令和元年度)	1,704	69	719	251	2,743

(注)同時に送致を受けた事件の一部を起訴し、一部を不起訴としたような場合は、それぞれに重複計上した。そのため、本表の合計数は、2－1表の総数とは一致しない。

第3 検察官独自捜査事件

〔3－1表〕 受理件数及び実施件数

実施期間	総数	実施件数 (うち全過程)	不実施件数
平成30年度	115	115 (112)	0
平成31年度 (令和元年度)	94	94 (93)	0
令和2年度	67	67 (63)	0
令和3年度	60	60 (60)	0
令和4年度	97	97 (95)	0
令和5年度	64	64 (64)	0

(注)「検察官独自捜査事件」とは、司法警察員が送致し又は送付した事件以外の事件（当該事件と関連する事件が送致され又は送付されている場合であって、司法警察員が当該事件を送致し又は送致することが見込まれている事件を除く）をいう。「実施件数」は、逮捕・勾留中の被疑者につき、「検察官独自捜査事件」について被疑者として取調べの録音・録画を行った件数。

〔3－2表〕 処理別内訳

実施期間	公判請求	略式請求	不起訴	その他	合計
平成30年度	100	0	15	0	115
平成31年度 (令和元年度)	82	0	12	0	94

(注)立件した事件の一部を起訴し、一部を不起訴としたような場合は、それぞれに重複計上した。そのため、本表の合計数は、3－1表の総数とは一致しない。

第4 知的障害者に係る事件

〔4－1表〕 受理件数及び実施件数

実施期間	総数	実施の内訳			不実施件数
		全過程	準全過程	一部	
平成30年度	469	437	2	30	0
平成31年度 (令和元年度)	347	336	2	9	0
令和2年度	293	289	0	4	0
令和3年度	264	259	3	2	0
令和4年度	264	263	1	0	0
令和5年度	269	265	2	2	0

(注1)「知的障害者に係る事件」とは、知的障害を有する被疑者で、言語によるコミュニケーションの能力に問題がある者又は取調官に対する迎合性や被誘導性が高いと認められる者に係る事件をいう。「実施件数」は、これらの者のうち逮捕・勾留中の被疑者につき、被疑者として取調べの録音・録画を行った件数。

(注2)「準全過程」とは、事件の送致を受けた段階では、被疑者に知的障害によりコミュニケーション能力等に問題があることを把握できなかったため録音・録画を実施しなかったものの、知的障害によりコミュニケーション能力等に問題があることが判明した後の取調べの全過程について録音・録画を実施した場合をいう。

〔4－2表〕 処理別内訳

実施期間	公判請求	略式請求	不起訴	その他	合計
平成30年度	203	27	219	22	471
平成31年度 (令和元年度)	155	24	157	14	350

(注)同時に送致を受けた事件の一部を起訴し、一部を不起訴としたような場合は、それぞれに重複計上した。そのため、本表の合計数は、4－1表の総数とは一致しない。

第5 精神障害者等に係る事件

〔5－1表〕 受理件数及び実施件数

実施期間	総数	実施の内訳			不実施件数
		全過程	準全過程	一部	
平成30年度	1,654	1,523	17	113	1
平成31年度 (令和元年度)	1,487	1,407	22	58	0
令和2年度	1,194	1,153	16	24	1
令和3年度	1,403	1,356	32	14	1
令和4年度	1,475	1,448	17	7	3
令和5年度	1,447	1,434	7	6	0

(注1)「精神障害者等に係る事件」とは、精神の障害等により責任能力の減退・喪失が疑われる者に係る事件をいう。「実施件数」は、これらの者のうち逮捕・勾留中の被疑者につき、被疑者として取調べの録音・録画を行った件数。

(注2)「準全過程」とは、事件の送致を受けた段階では、被疑者に精神の障害等により責任能力の減退・喪失が疑われることを把握できなかったため録音・録画を実施しなかったものの、精神の障害等により責任能力の減退・喪失が疑われることが判明した後の取調べの全過程について録音・録画を実施した場合をいう。

〔5－2表〕 処理別内訳

実施期間	公判請求	略式請求	不起訴	その他	合計
平成30年度	484	89	1,078	20	1,671
平成31年度 (令和元年度)	435	76	975	10	1,496

(注)同時に送致を受けた事件の一部を起訴し、一部を不起訴としたような場合は、それぞれに重複計上した。そのため、本表の合計数は、5－1表の総数とは一致しない。

第6 試行対象事件

[6－1表] 被疑者

実施期間	総数	全過程 実施件数
平成30年度	97,314	84,790
平成31年度 (令和元年度)	98,745	89,750

(注)公判請求が見込まれる身柄事件であって、被疑者の取調べを録音・録画することが必要であると考えられる事件(4類型事件を除く)について、当該被疑者の取調べの録音・録画を行った件数(別件勾留中の被告人につき、前同様の事件について被疑者として取調べを行った場合を含む。)

[6－2表] 被害者・参考人

実施期間	総数	実施者の内訳	
		被害者	参考人
平成30年度	2,845	1,084	1,761
平成31年度 (令和元年度)	2,452	1,085	1,367

(注)公判請求が見込まれる事件であって、被害者・参考人の取調べを録音・録画することが必要であると考えられる事件について、当該被害者・参考人の取調べの録音・録画を行った件数。

第7 4類型事件以外の事件

[7-1表] 被疑者

期間	総数	全過程 件数
令和2年度	92,814	86,150
令和3年度	87,687	83,021
令和4年度	88,048	84,164
令和5年度	96,429	93,462

(注)逮捕・勾留中の被疑者につき、4類型事件以外の事件について被疑者として取調べの録音・録画を行った件数。

[7-2表] 被害者・参考人

期間	総数	対象者の内訳	
		被害者	参考人
令和2年度	2,902	1,117	1,785
令和3年度	2,828	1,173	1,655
令和4年度	2,705	1,367	1,338
令和5年度	2,710	1,348	1,362

(注)被害者・参考人の取調べの録音・録画を行った件数。